

学校健康診断における側弯症検診に関する見解

令和6年5月

一般社団法人 日本側弯症学会

理事長 伊東 学

小児期の側弯症は、背骨が左右や前後に彎曲することにより、体表面の変形が発生する疾患です。本疾患は、小児期の成長に伴い進行し、軽度の場合は自覚症状に乏しいですが、高度な変形になると身体のみでなく、精神的な健康を障害し、将来的な生活の質の低下を引き起こします。早期に発見し、手術治療の適応となる高度な変形にならないよう、専門家による装具治療等の保存治療を早期に開始することが大切です。その意味で、早期発見、早期治療が必要な疾患であり、成長期における側弯症の学校検診の医学的意義がここにあります。このことは、学校での定期健康診断の検査項目に「脊柱及び胸郭疾病及び異常の有無」が盛り込まれている理由でもあります。

現在の側弯症検診は、一般的には学校医が学校に出向き実施しており、体幹表面の左右非対称の変形を視触診することで側弯症の有無を判断しているのが大半です。具体的には、背部から左右の肩のバランスや背部隆起（肋骨隆起）、ウェストラインの左右差、皮膚の異常な色素沈着等を視診で判断するため、体表面や背部が覆い隠された状態での検診では、軽微な異常の見逃しに繋がり、側弯症の発見率が低下する可能性が危惧されます。

一方、近年、側弯検診時の脱衣等の検査環境が、児童生徒のプライバシーや心情に十分配慮していないとの指摘が全国各地から寄せられ、マスコミにも脱衣の問題が取り上げられるようになりました。これを受け、令和6年1月22日に発出された文部科学省通知（5初健食第13号）には、「検査・診察時の服装については、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮する。また、検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする場合があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。」と記載されています。また、検診を実施する環境についても、衝立などの囲いやカーテン等を用いる

こと、男女別に行うこと、同性の教職員が立ち会うこと等の細則により、児童生徒のプライバシーが守られるよう指示されています。

令和3年2月9日に閣議決定された成育医療等基本方針には、「学童期における側弯症などの疾病を学校検診で早期に発見し、支援に繋げていく」という記載が盛り込まれました。検査機器を用いた側弯検診が推奨され、本学会は文部科学省と連携し、検査機器を用いた精度が高くばらつきのない「機器を用いた側弯症検診」を全国に普及させる活動を開始しました。機器を用いた検診は体表の非対称の変形をより客観的に評価できる利点がありますが、正確な評価には背部の露出が必須です。機器による検診を開始した地域では、教育委員会や学校の協力のもと、児童のプライバシーを尊重した検査が実施されています。精度が高い機器を用いた検診でも100%の精度は保証できず、最終的には専門の医師がX線撮影画像等で確認しなければならない場合があることも事実です。

側弯症学校検診の医学的意義を皆様にご理解いただき、可能な限り精度が高い検診を実施するためには、「背中と腰を露出した状態での評価」が医学的には必要です。しかしながら、その実施には、児童生徒、保護者の皆様の理解と承諾を得た上で、児童生徒個人のプライバシー、心情を十分に尊重した環境のもとで実施すべきと考えます。本学会は、側弯症の専門医の学術団体として、側弯症の早期発見と早期治療を実現するため、全国の自治体や学校保健関連の皆様と協力しながら、よりよい側弯検診の手法の確立を目指し、文部科学省との連携を進めてまいります。